

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	信用事業規程の変更又は廃止の認可（漁連）			根拠条項	第92条第1項（第11条の5第3項準用）				
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第5条の規定によることとする。								
受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次 No.	111
		標準経由期間		日					